

官報

号外 昭和三十八年五月二十三日

○第四十三回 衆議院會議錄 第二十五号

昭和三十八年五月二十三日(木曜日)

議事日程 第二十三号
昭和三十八年五月二十三日

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件
日程第一　日本専売公社社
三条の十九の規定に基
会の認決を求めるの件
送付)

日程第一　日本専売公社法第四十
三条の十九の規定に基づき、國
会の認決を求めるの件（參議院
送付）

議員請暇の件　日本専充公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件外一件

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

区分	種別	数量	台帳価額	減価償却引当金	正味価額
土地	敷地	17,630坪	西三三一〇四円		西三三一〇四円
建物	事務所建	一五八坪	六、四六、五三四円		四、六九、二七二円
構築物	工場建	八九七坪	一三一、〇六、八六六円		一一三、九七、九六四円
装 置	倉庫建	四〇坪	一〇、一七、九六六円		七、〇九、四二四円
	雜屋建	六五坪	一三、六三、九四四円		一九、一九、六五五円
	計	二、二三坪	一七一、一九、六〇〇円		一四、六三、三〇三円
計			三一、七〇、〇六四円		一四、九二、六四三円
			三三、九三、〇六四円		一四、九二、六四三円
			一四〇、〇四、〇六四円		一四、九二、六四三円
			三三、九六、九九四円		一四、九二、六四三円
			三三、九九、〇六四円		一四、九二、六四三円
			三三、九九、〇六四円		一四、九二、六四三円

○議長(清瀬一郎君)　日程第一、日本専売公社法第四百四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件、日程第二、国有財産法第十三第三項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

て、日本專光公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求める。

一、日本專光公社小名浜工場用財産（一）所在地 福島県磐城市字渚一
（二）処分する財産の区分、種別、
数量及び台帳価額等

件 国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十八年二月二十日 参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長清瀬一郎殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和三十三年法律第七十三号)第十三

条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(一) 二重橋の新設(架替え)

(二) 口座名 皇居

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

のを新たに架設する

四 正倉院東宝庫空気調和装置の新設

(一) 所在地 奈良県奈良市雜司町

(二) 口座名 正倉院

(三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
建物雜屋建	建坪	三坪	二、九三〇、〇〇円	新築	機械室
工作物空氣供給管路	延坪	三坪	二、九三〇、〇〇円	新築	
変電装置	一個		四、二〇〇、〇〇円	新設	

しかして、これらの財産は、いずれも皇室用財産として取得する必要があるため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるようとするものであります。

以上両件は、参議院先議の後、本院に送付されたものであります。去る二十一日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

区分	種目	数量	予定価格	事由	備考
建物雜屋建	建坪	三坪	二、九三〇、〇〇円	新築	機械室
工作物空氣供給管路	延坪	三坪	二、九三〇、〇〇円	新築	
変電装置	一個		四、二〇〇、〇〇円	新設	

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

求めます。大蔵委員長白井莊一君。

○白井莊一君 大だいま議題となりました二議決案につきましても、大蔵委員

会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件について申し上げます。

本件の内容は、場用財産を処分することとし、このた

め国会の議決を求めることが、

本件の内容であります。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの

件について申し上げます。

これをかけかねよろこぶものであります。

まず第一に、現在の二重橋は老朽化

しておりますので、皇居造営の機会に

規定期にあります。

次に、国有財産法第十三条第二項の

規定に基づき、国会の議決を求めるの

件について申し上げます。

まず第一に、現在の二重橋は老朽化

しておりますので、皇居造営の機会に

規定期にあります。

次に、国有財産法第十三条第二項の

昭和三十八年一月三十一日

内閣總理大臣 池田 勇人

大蔵省設置法の一部を改正する

八
歲
晉

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のよう
改正する。

第十四条中「会計事務職員研修所を「**会計事務職員研修所**と**國税中央分析所**」に改める。

第十六条の五 関税

第十六条の五 關稅中央公庫所は
輸出入貨物に關し、高度の専門技
術を要する分析を行なうとともに
に、分析に必要な試験、研究及び

2 関税中央分析所は、横須賀市に置く。

省令で定める。

第三十一条の項を削る。

一門市を北九州市に改める

「六六、八六七人」を「六六、九八八
人一に教める。

附則

一日から施行する。ただし、大蔵

は、公布の日から施行する。

2 大蔵省本省の定員は改正後の 大蔵省設置法第四十九条第一項の

昭和三十八年五月二十三日 衆議院

規定にかかるわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万六千四十四人とする。

第二十九条第一項の次に次の二項を加える。
総務長官の任免は、天皇が認証する。
第二十三条中「四千二十九人」を「三千八百三十六人」に改める。
附則第五項を次のように改め
る。

5 第二十三条中「三千八百三十六人」とあるのは、昭和三十九年三月三十日までの間は、「三千九百六十一人」とする。

(宮内庁法の一部改正)

二条 宮内庁法(昭和十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「管理部」を「臨時皇居造営部」に改める。

第一条の八中「事務」の下に「臨時皇居造営部の所掌に属するものを除く。」を加え、同条の次に次の二項を加える。

第一条の九 臨時皇居造営部においては、皇居の造営に關する事務をつかさどる。

第十一条の表中「一、一八一人」を「一、一九二人」に、「一、二〇三人」を「一、二一四人」に改める。

(内閣法の一部改正)

三条 内閣法(昭和十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項に後段として次の二項を加え、同項を同条第三項とする。

この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。
第十三条第一項の次に次の二項を加える。
2 内閣官房長官の任免は、天皇がこれを認証する。
(内閣法制局設置法の一部改正)
第四条 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「六十九人」を「七十二人」に改める。
附 則
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、昭和三十九年一月一日から施行する。
理 由
宇宙開発審議会の目的に内閣総理大臣に対して意見を述べることを加え、給理府総務長官及び内閣官房長官の任免は天皇が認証することとし、宮内庁に臨時皇居造営部を設置し、並びに總理府、宮内庁及び内閣法制局の定員を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長永山忠則君。
〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔永山忠則君登壇〕
○永山忠則君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会は

告申し上げます。詳細は会議録によつて御承知を願うことといたしまして、簡単に要点を申し上げます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、

第一に、本省の付属機関として関税中央分析所を設けることとございまることでござります。

第二に、本省の定員を百二十一人増加することといたします。

第三に、本年三月三十日で設置の期限が到来いたしまする金融機関資金審議会を引き続き存続させることとござります。

次に、総理府設置法等の一部を改正する法律案は、

第一に、総理府の付属機関である宇宙開発審議会の設置の目的に、内閣総理大臣に対して意見を述べることをつけて加えることとござります。

第二に、内閣官房長官並びに総理府総務長官をいわゆる認証官とすることとござります。

第三に、宮内庁に臨時皇居造営部を設置することとござります。

第四に、総理府本府の定員を百九十三人減員して、宮内庁の一般職職員を十一人増員し、内閣法制局の定員を三人増員することと等とござります。

右二法案は、それぞれ一月三十一日、二月十四日本委員会に付託されまして、二月二十八日それぞれ政府より提案理由の説明を聴取いたし、慎重審議をいたしまして、五月二十一日、質疑を終了いたしましたところ、藤原委員より、大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対しましては、施行期日を公布の日に改め、定員の改正規定は四月一日適用とする

8 昭和三十八年五月二十二日 来議院院会
9 商法第百六十七条、第百八十一
条及び第百八十五条の規定は、会
社の設立については、適用しな
い。
(商号についての経過規定)
10 第六条の規定は、この法律の施
行の際現にその商号中に中小企業
投資育成株式会社という文字を使
用している者については、この法
律の施行の日から起算して六月間
は、適用しない。
(事業計画等についての経過規定)
11 会社の成立の日の属する営業年
度の事業計画、資金計画及び収支
予算については、第十条中「毎営
業年度の開始前に」とあるのは、
「会社の成立後遅滞なく」とする。
(中小企業厅設置法の一部改正)
12 中小企業厅設置法(昭和二十三
年法律第八十三号)の一部を次の
ようにより改正する。
第三条第一項第四号の四の次に
次の二号を加える。
四の五 中小企業投資育成株式
会社に關すること。
(中小企業金融公庫法の一部改正)
12 中小企業金融公庫法の一部を次
のように改正する。
第五条中「百六十億円」とを「百
六十億円、政府の産業投資特別会
計からの出資金六億円並びに」に、
「金額との」を「金額の」に改める。
(租税特別措置法の一一部改正)
13 租税特別措置法(昭和三十二年
法律第二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。
第六十八条中「第十三条第一項
又は」を「第十三条第一項若しく
は」に改め、「配当をしたとき」の

議録第二十五号 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第号)
下に、又は中小企業投資育成株式会社が中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第号)第五条第一項の規定により利益から優先株式(中小企業金融公庫が同法第三条第二項の規定により昭和三十九年三月三十一日までの間に引き受けたものに限る。)に対する配当をしたとき」を加える。

理由

中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために、中小企業投資育成株式会社を設立し、これに中小企業に対する投資等の事業を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(浦瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長塗澤寛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔塗澤寛君登壇〕

○塗澤寛君 大だいま議題となりました中小企業投資育成株式会社法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

中小企業の経営の安定と近代化の促進をはかることの重要性は、あらためて申すまでもないところであります。しかして、中小企業の経営の安定と近代化のためには、何よりもまず自己資本の充実をはかることが必要であります。ですが、中小企業の現状におきましては、自己資本の充実に必要な増資が困難であるのが実情であります。

会社法案 石炭鉱害賠償担保等臨時措
投資育成株式会社を設立して、中立的な特殊会社によつて、株式資本を供給し、中小企業が株式を公開できるようになります。その保護育成を行なおうとするのが、本案提出の理由であります。

次に、法案の要旨について申し上げます。

第一に、中小企業投資育成株式会社は、東京、大阪、名古屋の三社とし、中小企業金融公庫は、これに対し総額六億円を乞えず、かつ、各中小企業投資育成株式会社の発行済み株式総数の三分の一をこえない限度で優先株式を引き受けることができます。

第二に、中小企業投資育成株式会社は、中小企業金融公庫が引き受ける優先株式に關し、優先株式消却計画を定め、毎營業年度の利益から優先株式の消却を行ない、なお、利益のある場合は、優先配当を行なわなければならぬものとし、配当金額が計画に定める優先配当割合に達しない場合は、その不足金額を、優先株式総数の消却を行なつた營業年度以後の各年度の利益から中小企業金融公庫に支払わなければならぬことがあります。

第三に、中小企業投資育成株式会社の事業は、中小企業に対する投資と、中小企業の依頼による経営、技術の指導であります。投資は、資本金五千五百万元以下の株式会社で、その業種に屬する中小企業の成長發展が産業構造の高度化または産業の國際競争力の強化促進に寄与すると認められる業種であります。この定めの發行する新株の引き受け及び保有を行なうこと並びにこれによつて中企業投資育成株式会社が株式を保有している株式会社の發行する新株の引政令で定めるものを主たる事業とするものとの發行する新株の引き受け及び保有を行なうこと並びにこれによつて中企業投資育成株式会社が株式を保有して

が新株を引き受ける場合、その引き受けた金額にかかる新株の発行後の資本金が一億円をこえることとなる場合は、その新株を引き受けたことはならないこととされています。

その他、中小企業投資育成株式会社は、通商産業大臣が監督すること、中小企業金融公庫は、中小企業投資育成株式会社に対し、長期資金を貸し付けることができること等、所要の規定を設けております。

本案は、去る二月二十三日本委員会に付託され、同月二十六日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、五月二十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、中小企業投資育成株式会社は、将来必要に応じ、三都本市以外の中小企業の集中する主要地にても配置すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（清瀬一郎君）　日程第六、石炭
鉱害賠償担保等臨時措置法案
七、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案、右二案を一括して議題とし
いたします。

右
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案
国会に提出する。

昭和三十八年二月十四日

内閣總理大臣　池田　勇人

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
目次

第一章　総則（第一条—第三条）

第二章　鉱害賠償の担保の積立て
等（第四条—第十一条）

第三章　鉱害賠償基金

第一節　総則（第十二条—第十
八条）

第二節　役員及び職員（第十九
条—第二十九条）

第三節　業務（第三十条—第三
十三条）

第四節　財務及び会計（第三十
四条—第四十二条）

第五節　監督（第四十三条—第
四十四条）

第六節　補則（第四十五条）

第四章　雜則（第四十六条—第四
十七条）

第五章　罰則（第四十八条—第五
十四条）

附則　第一章　総則
(目的)

鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

(定義) 第二条 x の法律において「鉱業権」

を目的とする鉱業権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」、「採掘鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権の鉱区、採掘鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害をいふ。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

(税引) 第四条 鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度、その鉱区又は租鉱区について第四項又は第五項の規定によりて、通商産業局長が算定する額の金銭（以下「鉱害賠償積立金」という。）の積立てをしなければならない。
前項の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償基金（以下「基金」という。）にしなければならない。

四 確となつた鉱害（次号及び第五号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号から第六号まで）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

四 当該年度開始前に賠償債務が消滅した鉱害（当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものと含み、次号（当該鉱区内に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号及び第六号）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

五 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第十二条第一項に規定する復旧工事（以下「復旧工事」という。）であつて当該年度開始前に完了したものにより復旧された鉱害（当該鉱区内に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

六 当該鉱区内に設定された租鉱権の租鉱権者（当該年度皮開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となる鉱害（当該租鉱権の消滅（鉱区の減少による場合を除く。）があつた場合にあつては、その消滅の日以後に発生し、又は発生することが予想されるもの）を除く。）

(同項第四号及び第五号に掲げる
鉱害に相当するものを除く)並び
に同項第四号及び第五号に掲げる
鉱害に相当するもの以外のもの
(当該年度開始後に租鉱権の設定
があつた場合における租鉱権者に
あつては、その設定の日以後に發
生することが予想される当該租鉱
区に関する鉱害)を基礎とし、通
商産業大臣の定める基準に従い、
その鉱害の賠償に要する費用の額
の二分の一をこえない範囲内にお
いて通商産業局長が算定して通知
する額とする。

四項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

一 当該年度開始前（当該鉱業権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害）

二 鉱業権でなくなつた日の前日までに発生した鉱害

三 当該年度開始前（鉱業権の移転により鉱業権でなくなつた場合にあつては、鉱業権者でなくなつた者の前日まで。以下次号において同じ。）に賠償債務が消滅した鉱害（当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したもの）を含み、次号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合については、次号及び第五号）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

四 復旧工事であつて当該年度開始前に完了したものにより復旧された鉱害（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

2 租鉱権者又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立ててある鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、第四条第四項第一号に掲げる鉱害に相当するものうち、同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

3 租鉱権の消滅（鉱業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除く。以下同じ。）により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立ててある鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、その消滅の日までに発生したものうち、第四条第四項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額が算定する金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

4 第一条から第三項までの規定により鉱害賠償積立金を取りもどそ

うとする者は、基金に対しても払渡しの請求をしなければならない。（権利の承継）

第七条 鉱業権の移転若しくは租鉱権の設定又は租鉱権の消滅があつた場合において、鉱業権の移転により鉱業権者となつた者若しくは租鉱権者又は租鉱権の消滅に係る鉱区の鉱業権者が、前条第一項又は第二項の規定により鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者若しくは租鉱権の設定に係る鉱区の鉱業権者又は租鉱権の消滅により鉱業権者でなくなつた者が取りもどすことができる鉱害賠償積立金に關する権利を承継することにより、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その鉱害賠償積立金は、その届出をした者が第四条第一項の規定により積立てをしたものとみなされ、あつたときは、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。（鉱業権の取消し等）

第八条 鉱害賠償積立金に関する権利義務は、相続その他の一般承継があつたときは、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。

第九条 通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなければならない採掘権者又は租鉱権者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による施設案の認可又はその変更の認可の申請をした場合において、当該採掘権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該採掘鉱区又は租

について同項の認可をしてはならぬ。

2 通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなければならない鉱業権又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該鉱区又は租鉱区について、その事業の停止を命じ、又は鉱業権若しくは租

止を命じ、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

3 鉱業法第四十条（命令の手続）の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

第十条 鉱業法第六章第二節（担保の供託）の規定は、鉱業権者及び租鉱権者並びにこの法律の施行後につきこれら者の同意を得て、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その鉱害賠償積立金は、その届出をした者が第四条第一項の規定により積立てをしたものとみなされ、あつたときは、鉱業権又は租鉱権者でなくなつた者については適用しない。

第十二条 基金は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償積立金に利息を付さなければならぬ。

第十三条 基金は、法人とする。

（目的） 第二章 鉱害賠償基金 第一節 総則

第十四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従事する事務所を置くことができる。

第三条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

第四条 理事長及び監事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第五条 理事長は、再任されることができる。（登記）

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第七条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第八条 基金は、第三者に對抗することができない。

第九条 基金は、鉱害賠償積立金といふ名称を用いてはならない。

第十条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従事する事務所を置くことができる。

第十一條 基金は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償積立金に利息を付さなければならぬ。

第十二條 基金は、法人とする。

（役員） 第二章 鉱害賠償基金 第一節 総則

第十三条 基金は、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十四条 基金は、役員として、理

事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十五条 基金は、役員として、理

事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十六条 基金は、役員として、理

事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十七条 基金は、役員として、理

事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十八条 基金は、役員として、理

事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

3 監事は、基金の業務を監査する。（役員の任命及び任期）

第四条 理事長及び監事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第五条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第六条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第七条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第八条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第九条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十一条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十二条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十三条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十四条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十五条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十六条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十七条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十八条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第十九条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十一条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十二条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十三条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十四条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十五条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十六条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十七条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十八条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

第二十九条 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務違反その他の業務を行なうことのないようにして、その業務を總理する。

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第四十二条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(監督) 第五節 監督

第四十三条 基金は、通商産業大臣が監督する。

第四十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一条第一項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

(第六節 挿則)

（大蔵大臣との協議）

一 第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十五条又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可（第三十一条第一項の認可にあつては、金融機関に対し委託する場合におけるものに限る。）をしようとするとき。

二 第四十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第三十六条第一項又は第四十一条の承認をしようとするとき。

四 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四章 雜則

（報告及び検査）

第四十六条 通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項若しくは第六条第一項から第三項まで又は附則第十条第三項に規定する算定期間による報告をし、又は同項の規定によることのないため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、當該委託業務の範囲内に限る。

2 通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項又は第六条第一項の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六条 第四十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

五 第四十三条第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつたとき。

六 第四十三条第一項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（廃止）

第二条 この法律は、昭和四十七年七月三十日までに廃止するものとする。

(審査請求等についての鉱業法の準用)

第四十七条 鉱業法第百七十七条から第百七十七条まで（聴聞手続等）の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第八十条（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

第五章 罰則

第六条 第三十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

三 第三十六条第一項又は第四十一条の承認をしようとするとき。

四 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四章 雜則

（報告及び検査）

第六十八条 第九条第二項の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した場合には、その違反行為を行なうため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、當該委託業務の範囲内に限る。

2 通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項又は第六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六条 第四十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（廃過規定）

第七条 この法律の施行の際現に鉱害賠償基金という名称を用いていいる者については、第十七条の規定

第六条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（適用しない）

第八条 基金の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和三十

年に對して各本条の罰金刑を科する。

第三条 通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事に任命されたものは、基金の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に関する事務を處理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、通常なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

4 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

8 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

9 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

10 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

11 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

12 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

13 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

14 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

15 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

16 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

17 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

18 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

19 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

（基金の設立）

第三条 通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事に任命されたものは、基金の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に関する事務を處理させる。

2 設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、通常なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

4 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

8 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

9 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

10 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

11 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

12 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

13 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

14 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

15 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

16 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

17 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

18 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

19 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

九年三月三十一日に終るものとする。

第九条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十一条 基金は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際現に鉱業法第一百一十七条第一項の規定により供託されている金銭（金額に代えて供託している国債並びに鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十九号）第三十七条の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金額及び国債を含む。）及びその利息を取りもどすことができる。

2 鉱業権者若しくは租鉱権者又は

鉱業権者若しくは租鉱権者ではあるが、この法律の施行の日の前日までに供託していないものがあるときは、通商産業省令で定めると

ころにより、同項の規定による供託に代えてその額に相当する額の金銭を基金に納付しなければならない。この場合において、納付すべき金銭は、その金額に相当する金額をもつて代えることができる。

3 鉱業権者若しくは租鉱権者又は

鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、通商産業省令で定めることにより、昭和三十八年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに拘

採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十四をこえない範囲内に

おいて通商産業局長が鉱区又は租

鉱区ごとに算定する額の金銭を基

金に納付しなければならない。

4 第一項の規定により取りもどし、又は第二項若しくは前項の規定により鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは新業権者若しくは租鉱権者であつた者から納付された金銭及び国債は、基金が管理する。

第五条 鉱業法第五十五条第五号（鉱業権の取消し）、第五十六条及び第八十三条第二項において準用する第四十条（命令の手続）、第八十三条第一項第四号（租鉱権の取消し）並びに第一百二十条（事業の停止）の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金銭を納付しなければならない者に、同法第一百八条（被害者の権利）、第一百十九条（権利の移転）の規定は、前条第四項の規定により基金が管理する金銭及び国債に準用する。

2 鉱業法第九条（権利義務の承継）及び第十条（行為の効力の承継）の規定は、前条第二項及び第二項並びに前項において準用する同法の規定に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務並びにこれらの規定によつてした手続その他の行為に適用する。

第十二条 供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条及び第四条たる書（利息等）の規定は、附則第

十条第一項又は第二項若しくは第

三項の規定により基金が取りもど

し、又は基金に納付された金銭又は国債に準用する。

第十三条 附則第十一条第一項において、通商産業局長が鉱区又は租

鉱区ごとに算定する額の金銭を基

金に納付しなければならない。

九十二条及び第一百九十四条（罰則）の規定を準用する。

（登録税法の一部改正）

第十四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業團」の下に「鉱害賠償基金」を、「臨時石炭鉱害復旧法」の下に、「石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」を加える。

第十五条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

（印紙税法の一部改正）

第五条第六号ノ十一中「鉱害復旧事業團」の下に「又ハ鉱害賠償基金」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十六条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十七条 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

旧事業團の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十八条 法人税法（昭和二十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）

第十九条 第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業團」の下に「鉱害賠償基金」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、

鉱業権者又は租鉱権者がその鉱区

又は租鉱区に係る事業を廃止した

場合において、当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害が生じている地域

の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧することが特に必要であると認めるときは、その地域

に附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これ

を公示しなければならない。

3 第一項の規定による地域の指定があつた場合において、当該地域内において農地及び農業用施設又は家屋等について生じている鉱害に係る被害者がその鉱害を復旧することにつきそれぞれその鉱害に係る被害者の総数の三分の二以上

の同意を得たときは、当該被害者は、その同意書及び鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第

百九条又は鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十九号）第三十

五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責めに任すべき者（以下「賠償義務者」とい

えて当該効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通

常有すべき効用を具備するように

当該土地について施行する工事で

あつて政令で定めるもの及びこれ

に附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次

のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業團」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十七条 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

（法人税法の一部改正）

第十九条 第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十九条 第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十九条 第二号中「海外経済協力基金」の下に「鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

えて当該効用以外の効用を有する

う。)の当該鉱害を復旧することにについての同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

4 事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申出を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならぬ。い。

5 事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、遅滞なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十九条第一項中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「前項の規定により公共施設の復旧工事に係る復旧工事の実施を目的とする復旧工事に關する規定により見込納付金額若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者が存しなくなつてゐるとき」を加える。

第五十条第一項中「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百九十二条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責に任すべき者(以下「賠

償義務者」という。)」を「賠償義務者」に改める。

第五十一条第一項第一号中「当該賃貸価格がない農地」の下に「又は当該賃貸価格によるところが不相当と認められる農地」を加え、「価格」とし、「価格とする。」に改め、「当該賃貸価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによるところが不相当」と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。」を削り、「二千を下らず五千」を「五千を下らず一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号から第三号まで及び前号の規定にかかるらず、鉱害が生じている土地の本来有している効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するようにならぬ限り、その復旧費の額から國の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金を控除した残額。

第五十二条に次のただし書きを加える。

ただし、賠償義務者が存しなくなつてゐる場合において、その賠償義務者が存するものとしたときには、第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額の範囲内において被害者が受けける利益については、この限りでない。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により見込納付金額若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者が存しなくなつてゐるとき」を加える。

に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたときは」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてゐるとき」を加え、「賠償義務者若しくは」に、「全部又は」を「納付金若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてゐる場合」を、「負担金の額」を「負担金の額を若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたとき」に改める。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「(第六項に規定するときを除く。)」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「(次項に規定するときを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するようにならぬ限り、その鉱害に係る被害者の同意書を添附しなければならない。

第七十三条第一項中「復旧」の下に「(農地の復旧にあつては、その本来有していた効用の回復に限る。以下第七十五条及び第九十四条第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「損害賠償請求権」の下に「(賠償義務者が存しなくなつてゐる場合においては、この限りでない。)

こととなるものを含む。以下同じ。」を加える。

第九十四条第五項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「全部又は」を「納付金若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてゐるとき」を加え、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつてゐる場合」を、「負担金の額」を「負担金の額を若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたとき」に改める。

〇上林山榮吉君 大だいま議題となりました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案並びに臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。石炭鉱害問題については、從来臨時石炭鉱害復旧法を中心として諸般の対策が講ぜられ、着々その成果をあげてきましたが、昨年三月石炭鉱害対策審議会は、鉱害処理のより一層の効果を期するため、鉱害賠償の履行を確保する方法として、鉱害賠償積み立て金制度の新設、賠償義務者不存の鉱害の復旧及び鉱害農地の効用の合理的回復等の諸問題について答申を提出し、石炭鉱害調査團も臨時鉱法による復旧事業の積極的推進、鉱害賠償資金の融資及び終閉山炭鉱の鉱害処理等の諸点について答申したのであります。

理由

す。一方、最近の石炭鉱業合理化の急速な進展に伴い、終閉山炭鉱が続出し、鉱害問題、特に終閉山後に発生する鉱害の処理及び石炭鉱業の資金事情の悪化による賠償の遅延によって、現地においては深刻な社会不安を招来しつつあるのでありますし、この事態に即応した有効適切な対策が要望される所以であります。

かような石炭鉱業に関する答申の趣旨並びに最近の実情に対処し、鉱害賠償積み立て金制度の新設、鉱害復旧促進地域の指定等について定めようとするのが、兩案提出の理由であります。

次に、法案の要旨を申し上げます。

まず、石炭鉱業賠償担保等臨時措置法案について申し上げます。

第一は、鉱業権者等は鉱害賠償の担保として、毎年度、将来発生することが予想される鉱害量に即し、鉱害賠償積み立て金を鉱害賠償基金に積み立てなければならぬこととし、鉱業法の供託金に関する規定は、この法律の施行期間中石炭鉱業については適用しないことであります。

第二は、被害者は鉱害賠償積み立て金について優先弁済を受ける権利を有し、鉱業権者等は鉱害賠償の実施した場合等には鉱害賠償積み立て金の取り戻し立てる金の積み立て義務違反に対する処置等の制裁措置を講ずることができることであります。

第三は、鉱害賠償基金を新設し、既存の資本金三億円は政府がその全額を出資するものとし、基金は鉱害賠償担保の管理、鉱害賠償資金の融資、鉱害復旧事業団の業務の調整等の業務を行なう、通商産業大臣が監督すること、及び本法は、臨時法の期限に合わせて

和四十七年七月末までに廢止すること等であります。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、鉱害復旧工事を施行する際、その土地を従前の用途のまま復旧することが著しく困難または不適当と認められる場合は、それのかたて他の用途に供される土地として復旧する工事を本法による復旧工事とみなすこととであります。

第二は、終閉山炭鉱の鉱害が発生している地域であつて、鉱害復旧を急速に行なう必要があるものについては、まず通商産業大臣が地域指定を行ない、その地域内の被害者が、被害者総数の三分の一以上、及び賠償義務者の同意を得て申し出をした場合には、鉱害復旧事業団はその申し出を十分考慮して復旧計画を作成しなければならぬこととであります。

第三は、賠償義務者が解散した等の理由により、不存在となつておる鉱害についても、賠償義務者の無資力または所在不明の場合と同様、その復旧をすることができると、及び鉱害復旧事業団に対する国庫補助を増額し、無資力鑑定等に伴う被害者救護措置の充実をはかること等であります。

両案は、去る三月二十六日本委員会に付託され、五月十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取しなかつて、慎重審議を行ない、五月二十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両案はそれぞれ全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと認定した次第であります。

なお、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対し、政府は、第二会社移行の場合、第一会社は鉱害を確認してその復旧計画を構立するよう指

労働災害の防止に関する法律

（清浦内閣担当）議長（清瀬一郎君） 日程第八、労働災害の防止に関する法律案を議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

第三節	第十一條—第三十四條
第四節	勞動災害防止協會（第三十五條—第四十九條）
監督（第五十條—第五十二條）	（第十一條—第三十四條）

第一条 この法律は、労働災害防止計画を樹立し、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、及び労働災害の防止に関する特別規制を行なうことにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他労働者の安全及び衛生に関する法令と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進を図り、もつて労働災害を防止することを目的とする。

第一節 元方事業主等の義務

(第五十六条—第五十九条)

第二節 勞働災害防止協会（第十一條—第三十四條）

第三節 監督（第五十条—第五十五条）

第四節 指導（第五十六条—第五十九条）

第五節 補則（第五十三条—第五十五条）

る。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原料、材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

三 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

四 指定業種 労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見を聞いて指定する業種をいう。

五 注文者 仕事を他の者に請け負わせている者をいう。

六 発注者 注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。

七 請負人 仕事を注文者から請け負つてている者をいう。

第二章 労働災害防止計画

(基本計画)

第三条 労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関するべき事項を定めた労働災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

(実施計画)

第四条 労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るために、次の事項を定めた労働災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)を作成しなければならない。

一 労働災害の減少目標	二 労働災害の防止に關し重点をおくべき業種及び労働災害の種類
第五条 労働大臣は、労働災害の發生状況、労働災害の防止に關する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。(表記)	四 その他労働災害の防止に關し重要な事項
第六条 労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遲滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。	五 その他の労働災害の防止に關する事項
第七条 労働大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。	六 その他の労働災害の防止に關する事項

二 労働災害防止協会(以下「協会」という。)(人格、住所等)	三 労働災害の防止のための主要な対策に關する事項
第九条 労働災害防止団体は、法人の主たる事務所の所在地にあるものとする。	四 その他の労働災害の防止に關する事項
二 労働災害防止団体の住所は、そ	五 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
3 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会といふ文字を用いてはならない。	六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)の規定は、労働災害防止団体に適用する。	七 調査及び広報を行なうこと。
(登記)	八 その他必要な業務を行なうこと。

第十一条 労働災害防止団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	九 会員の登記(会員登記)
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。	一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
(業務)	二 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
第二節 中央労働災害防止協会	三 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
第十二条 中央協会は、労働災害の防止に關し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。	四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

第一節 通則	二 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
(種類)	三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体(以下「労働災害防止団体」といふ。)は、次に掲げるものとする。	四 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
一 中央労働災害防止協会(以下「中央協会」という。)	五 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
二 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

二 教育及び技術的援助のための活動を促進すること。	七 会員の権利及び義務に関する事項
一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。	八 会員に関する事項
二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうものとのする。	九 役員に関する事項
三 前二号に掲げるもののほか、	十 総会に関する事項
一 協会	十一 会計に関する事項
二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうものとのする。	十二 事業年度
三 前二号に掲げるもののほか、	十三 公告の方法
一 協会	十四 会員登記の手続
二 制度の設置及び運営すること。	十五 会員登記の手續
三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	十六 会員登記の手續
四 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。	十七 会員登記の手續

(加入)
第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。
二 中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正當な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(設立)
第十五条 中央協会は、定款で定めたところにより、会員から会費を徴収することができる。

(設立)
第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

(設立)
第十七条 中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(設立)
第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

(設立)
第十九条 発起人は、定款の承認その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

(設立)
第二十条 発起人は、創立総会の議決に出席して、その出席者の議決の三分の一以上で決する。

(設立)
第二十一条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 業務
四 主たる事務所の所在地
五 会員の資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 会員の権利及び義務に関する事項
八 会員に関する事項
九 役員に関する事項
十 総会に関する事項
十一 会計に関する事項
十二 事業年度
十三 公告の方法
十四 会員登記の手續
十五 会員登記の手續
十六 会員登記の手續
十七 会員登記の手續
(設立の認可)
第十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の時期等)
第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことによって成立する。

(設立の時期等)
第二十一条 中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届けなければならない。

(設立の時期等)
第二十二条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事一人以上を置く。

2 会長は、中央協会を代表し、そ
の業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところに
より、会長を補佐して会務を掌理
し、会長に事故があるときはその
職務を代理し、会長が欠員のとき
はその職務を行なう。

4 監事は、中央協会の業務及び經
理の状況を監査し、その監査の結
果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)

第二十三条 役員は、定款で定める
ところにより、総会において選任
し、又は解任する。ただし、設立
当時の役員は、創立総会において
選任する。

2 役員の任期は、三年以内におい
て定款で定める期間とする。ただ
し、設立当時の役員の任期は、一
年六月以内において創立総会で定
められた期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第二十四条 監事は、会長、理事又
は中央協会の職員を兼ねてはなら
ない。

(代表権の制限)

第二十五条 中央協会と会長との利
益が相反する事項については、会
長は、代表権を有しない。この場
合には、定款で定めるところによ
り、監事が中央協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第二十六条 会長は、通常総会の開
催日の一週間前までに、事業報告
書、貸借対照表、収支決算書及び
財産目録を監事に提出し、かつ、
これらを主たる事務所に備えて置
かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて
前項に規定する書類を通常総会に

提出し、その承認を求めなければ
ならない。

(総会の招集)

第二十七条 会長は、定款で定める
ところにより、毎事業年度一回通
常総会を招集しなければならない。
2 会長は、必要があると認めるとき
は、臨時総会を招集することが可
能である。

(総会の議決事項)

第二十八条 次の事項は、総会の議
決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定

三 解散

四 会員の除名

五 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第二十九条 総会の議事は、総会員
の三分の一以上が出席して、その
出席者の議決権の過半数で決す
る。ただし、前条第一号、第三号
及び第四号の事項に係る議事は、
総会員の三分の一以上が出席し
て、その出席者の議決権の三分の
二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十条 民法第六十一条第二項
(臨時総会招集請求権)、第六十二
条(総会招集の手続)、第六十四条
(総会の決議事項)、第六十五条及
び第六十六条(表决権)の規定は、
中央協会の総会に準用する。

(解散)

第三十一条 中央協会は、次の理由
によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

(業務)

第三十二条 清算人は、前条第一項
第一号の規定による解散の場合に
は総会において選任し、同条第一項
第三号の規定による解散の場合に
は労働大臣が選任する。

第三十三条 清算人は、財産処分の
方法を定め、総会の議決を経て労
働大臣の認可を受けなければならない。
2 総会が前項の議決をしないとき
又はすることができないときは、
清算人は、労働大臣の認可を受け
て、財産処分の方法を定めなけれ
ばならない。

3 残余財産は、労働災害の防止の
ための活動を行なう団体に帰属さ
せなければならない。

(解散及び清算に關する民法等の
準用)

第三十四条 民法第七十条(法人の
破産)、第七十三条、第七十五条、
第七十六条、第七十八条から第八
十一条まで、第八十二条(解散に
係る部分を除く)及び第八十三条
(清算)並びに非訟事件手続法(明
治三十一年法律第十四号)第三十
五条第二項、第三十六条、第三十
七条ノ一、第一百三十五条ノ二十五
第二項及び第三項、第一百三十六
条、第一百三十七条並びに第一百三
八条(法人の清算の監督)の規定

は、中央協会の解散及び清算に準
用する。

第三十五条 協会は、次の業務を行
なうものとする。

一 設立の認可の取消し

2 中央協会は、前項第一号の規定
により解散したときは、解散の日
から二週間以内に、その旨を労働
大臣に届け出なければならない。

一 労働災害防止規程を設定する
こと。

2 会員に対して、労働災害の防
止に関する技術的な事項につ
いて指導及び援助を行なうこと。
3 前号の事項の実施を確保する
ための措置に関する事項

(業務)

第三十六条 協会は、次の業務を行
なうものとする。

一 設立の認可の取消し

2 中央協会は、前項第一号の規定
により解散したときは、解散の日
から二週間以内に、その旨を労働
大臣に届け出なければならない。

一 労働災害防止規程を設定する
こと。

2 会員に対して、労働災害の防
止に関する技術的な事項につ
いて指導及び援助を行なうこと。
3 前号の事項の実施を確保する
ための措置に関する事項

(業務)

第三十七条 労働災害防止規程は、
労働大臣の認可を受けなければそ
れの効力を生じない。その変更につ
いても、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可の申請
に係る労働災害防止規程が次の各
号のいずれにも適合すると認める
ときでなければ、同項の認可をし
てはならない。

3 労働災害防止規程の認可

2 労働大臣は、前項の認可の申請
に係る労働災害防止規程が次の各
号のいずれにも適合すると認める
ときでなければ、同項の認可をし
てはならない。

3 前号の事項の実施を確保する
ための措置に関する事項

(業務)

第三十八条 協会は、労働災害防
止規程を廃止したときは、遅滞な

一 適用範囲に関する事項

2 労働災害の防止に関する事項
機械、器具その他の設備、作業の
実施方法等について講すべき具
体的な措置に関する事項

3 前号の事項の実施を確保する
ための措置に関する事項

(業務)

第三十九条 協会は、労働災害防
止規程を廃止したときは、遅滞な

規程を廃止したときは、遅滞な

く、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、

労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働灾害の防止に關し学識経験がある者の意見を聞かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするとときも、同様とする。

第四十条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

(会員の順守義務等)

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

(役員)

第四十四条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員)

第四十五条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

(役員)

第四十六条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員)

第四十七条 第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、協会の役員に準用する。

2 第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条までの規定は、協会の役員に準用する。

(発起人)

第四十三条 協会を設立するには、

その会員にならうとする二十人以上のものが发起人となることを要する。

(設立に関する準備)

第四十四条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十五条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利及び義務に関する事項

八 会費に関する事項

九 役員に関する事項

十 総会及び総代会に関する事項

十一 会計に関する事項

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 第二十二条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員)

第四十六条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員)

第四十七条 第二十二条第二項から第二十六条までの規定は、協会の役員に準用する。

(役員)

第四十八条 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

(総代)

第四十九条 第二十二条第二項から第二十六条までの規定は、協会の総代を設けることができる。

(総代)

第五十条 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告書等)

第五十一条 労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保する

(総会)

第四十七条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回常総会を招集しなければならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をすることはできない。

7 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1 定款の変更

2 事業計画及び収支予算の決定

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

4 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

5 総代会に於ける規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることはできない。

7 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

8 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

9 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

10 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

11 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

12 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

13 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

14 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

15 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

16 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

17 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

18 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

19 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

20 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

21 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

22 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

23 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

24 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

25 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

26 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

27 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

28 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

29 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

30 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

31 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

32 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

33 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

34 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

35 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

36 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

37 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

38 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

員の総数が千人をこえる協会については、二百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

5 総代会に於ける規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることはできない。

7 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

8 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

9 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

10 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

11 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

12 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

13 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

14 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

15 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

16 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

17 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

18 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

19 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

20 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

21 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

22 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

23 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

24 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

25 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

26 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

27 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

28 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

29 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

30 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

七七八

ため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関する規定により立入検査をする。

6 総代会に於ける規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

7 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

8 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

9 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

10 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

11 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

12 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

13 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

14 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

15 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

16 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

17 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

18 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

19 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

20 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

21 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

22 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

23 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

24 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

25 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

26 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

27 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

28 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

29 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

30 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

31 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

32 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

33 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

34 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

35 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

36 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

37 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

38 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

39 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

40 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

41 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

42 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

43 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

44 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

45 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

46 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

47 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

48 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

49 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

50 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

51 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

52 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

53 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

54 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

55 総代の選挙(補欠の選挙を除く)をすることができない。

の施行に関する事務をつかさど
る。

(労働基準監督官の権限)

第六十三条 労働基準監督官は、この
章の規定を実施するため必要な
限度において、元方事業主、注文
者又は請負人の事業場に立ち入
り、帳簿、書類その他の物件を検
査し、又は関係者に質問をすること
ができる。

2 第五十一条第二項及び第二項の
規定は、前項の規定による立入檢
査及び質問に準用する。

第六十四条 労働基準監督官は、この
章の規定に違反する罪につい
て、刑事訴訟法(昭和二十三年法
律第三百三十一号)の規定による司
法警察官の職務を行なう。

第六十五条 労働基準監督官は、第
五十七条第一項の注文者が当該建
設物等について同項の措置を講じ
ていない場合において、労働災害
発生の急迫した危険があるとき
は、第五十九条第一項及び第二項
の規定による都道府県労働基準局
長の権限を行なうことができる。

(省令の制定)

第六十六条 労働大臣は、この章の
規定に基づく労働省令を制定しよ
うとするときは、中央労働基準審
議会の意見を聞くかなければならな
い。

第五章 雜則

(鉱山に関する特例)

第六十七条 鉱業法(昭和二十五年
法律第二百八十九号)第四条に規
定する鉱業に係る業種の指定に關
しては、第二条第四号中「労働大
臣」とあるのは「労働大臣及び通商
大臣」とある。

2 第三章(労働災害防止規程に係
る部分に限る。)及び第四章の規定
は、鉱山保安法第二条第二項及び
第四項の規定による鉱山における
保安(衛生に関する通気及び災害
時の救護を含む。)に關しては、適
用しない。

産業大臣」と、「中央労働基準審議
会」とあるのは「中央労働基準審議
会及び中央鉱山保安協議会」とす
る。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法律
第七十号)第二条第二項及び第四
項の規定による鉱山における保安
(衛生に関する通気及び災害時の
救護を含む。)に關しては、第二章
中「労働大臣」とあるのは「通商產
業大臣」と、「中央労働基準審議会」
とあるのは「中央鉱山保安協議会」
とする。

3 鉱業法第四条に規定する鉱業に
係る協会に關しては、第三章(労
働災害防止規程に係る部分及び第
五十二条を除く。)中「労働大臣」と
あるのは「労働大臣及び通商產業
大臣」と、「労働省令」とあるのは
「通商產業省令、労働省令」と、第
五十二条中「労働大臣」とあるのは
「労働大臣又は通商產業大臣」とす
る。

(適用除外)

第六十八条 第三章の規定は、國、
地方公共団体及び公共企業体等労
働關係法(昭和二十三年法律第二
百五十七号)第二条第一項第一号
に規定する公共企業体が行なう事
業については、適用しない。

2 第三章(労働災害防止規程に係
る部分に限る。)及び第四章の規定
は、鉱山保安法第二条第二項及び
第四項の規定による鉱山における
保安(衛生に関する通気及び災害
時の救護を含む。)に關しては、適
用しない。

3 この法律は、船員法(昭和二十
二年法律第二百号)の適用を受ける
船員に關しては、適用しない。

第六章 執則

第六十九条 次の各号のいずれかに
該當する者は、六月以下の懲役又
は五千円以下の罰金に処する。

一 第五十五条の規定に違反した
者

二 第五十七条第一項の規定に違
反した者

三 第五十九条第一項又は第六十
一条第一項の規定による命令に違
反した者

四 第五十六条第一項若しくは第
四項又は第五十八条第一項から
第三項までの規定による命令に違
反した者

五 第五十九条第二項又は第六十
一条第二項の規定による命令に違
反した者

六 第六十一条の規定により報告
を命ぜられて、報告せず、又は虚
偽の報告をした者

七 第五十四条又は第四十九条に
おいて準用する民法の規定によ
る公告をせず、又は不正の公告
をしたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照
表、取支決算書又は財産目録に
記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十一条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關して、第六十九条第二号
若しくは第三号又は前条の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
ほか、その法人又は人に對して
も、各本条の罰金刑を科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに
該當する場合には、その違反行
為をした労働災害防止団体の発起
人、役員又は清算人は、五千円以
下の過料に處する。

一 この法律に基づいて労働災害
防止団体が行なうことができる
業務以外の業務を行なつたと
き。

二 第十条第一項の政令に違反し
て登記することを怠つたとき。

三 第十四条第一項(第四十一条
第二項において準用する場合を
含む。)の規定に違反したとき。

四 第三十三条(第四十九条にお
いて準用する場合を含む。)の認
可を受けないで財産処分をした
とき。

五 第三十四条又は第四十九条に
おいて準用する民法の規定によ
る公告をせず、又は不正の公告
をしたとき。

六 第三十四条又は第四十九条に
おいて準用する民法の規定によ
る破産宣告の請求をしなかつた
とき。

七 第五十条に規定する書類を同
じに規定する期間内に提出しな
かつたとき。

八 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十三条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十四条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十五条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十六条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十七条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十八条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第七十九条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第八十条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第八十一条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第八十二条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から
施行する。ただし、第四章第一節
の規定は、公布の日から起算して
九十日をこえない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第九条第三項の規定は、
この法律の施行後一年間は、この法
律の施行の際現に名称中に労働災
害防止協会という文字を用いてい
るものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第三条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第四条 所得税法(昭和二十一年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第五条 第三条第一項第八号中「商工会
連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を
加える。

記載すべき事項を記載せず、又
は不実の記載をしたとき。

第八十三条 第九条第三項の規定に
違反したものの(法人その他の団体
であるときは、その代表者)は、
五千円以下の過料に處する。

附 則

</div

業主の団体等の行なう労働災害の防止活動を促進することあります。業種別の労働災害防止協会は、労働災害の発生率が高く、かつ、特殊な業態にあるものにつき、労働大臣の指定する業種ごとに設立することができるとしております。この協会は、特に当該指定業種に関する労働災害防止規程を設定いたしまして、これにより法令の定める基準を具体的に補充し、当該業種の実態に即して労働災害防止措置の改善向上を行なうこととしたしておるのあります。

なお、それぞれの協会には安全管理士及び衛生管理士を置きまして、事業主等に対しまして指導及び援助を行なわせることとしております。

以上の労働災害防止団体に対しても、労働災害保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することとしております。

第三は、請負関係にある事業につきましては特別の規制措置を講ずることとしております。すなわち、数個の請負関係のある事業については、最も上位にある元方事業主は、統括的な安全管理の措置を講じなければならぬことといたしております。

その他、都道府県労働基準局長は、急迫した危険の場合には、使用者に対し作業を一時停止せしめる等の緊急措置を命ずることができることとしております。

本法案は、去る二月二十二日当委員会に付託となり、本月二十一日、質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま

(政府委員承認)
一、去る十七日、清顕議長は、也田内

す。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもつて散会いたします。

午後二時二十三分散会

出席國務大臣
通商產業大臣 福田 一君
労働大臣 大橋 武夫君
出席政府委員

總理府總務長官

大藏政務次官 池田 清志君

○朗讀を省略した議長の報告

(議決通知)

会の会期を五月二十三日から七月六
二十四日止に定められ、本院は第四十二回國

日まで四十五日間延長する」とを議

決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、重宗参議院議長から

清瀬議長宛、参議院は国会の会期を七月六日まで四十五日間延長する二

十月六日まで四十五日間延長する。ごとを議決した旨の通知書を受領し

一七

(法律公布奏上及び通知)

一月十七日 次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

する法律の一部を改正する法律

屋外広告物法の一部を改正する法律

行

育成株式会社の三社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋市及び大阪市に置く。

中小企業投資育成株式会社の株式は額面株式とし、中小企業金融公庫は、総額六億円をこえず、かつ、各中小企業投資育成株式会社の発行済み株式総数の三分の一をこえない限度で、中小企業投資育成株式会社の発行する優先株式を引き受けたことができる。

3 中小企業金融公庫の引き受けた優先株式は、何人も譲り受けることができないものとし、中企業投資育成株式会社が新株を発行しようとすると場合は、通常産業大臣の認可を受けなければならない。

4 中小企業投資育成株式会社は、中小企業金融公庫が引き受けた優先株式を発行する旨及びその優先株式の数を定款に記載しなければならないものとし、優先株式を発行する前に、その優先株式の消却及びその優先株式に対する配当に関する優先株式消却計画を定め、通常産業大臣の認可を受けなければならぬ。

5 中小企業投資育成株式会社は、中小企業金融公庫が引き受けた優先株式について、毎営業年度の利益から、優先株式消却計画に定める金額を額面金額によつて優先株式の消却に充当し、なほ利益がある場合は、優先株式消却計画に定める優先配当割合に達するまでの金額を配当に充當しなければならないものとし、その配当した金額は経理上、損金に算入する。

6 中小企業投資育成株式会社は、優先株式に対する配当金額が優先配当割合に達しない営業年度があつた場合は、その不足額を優先株式総数の消却を終わった営業年度以後の各営業年度における利益から、中小企業金融公庫に支払わなければならない。

7 中小企業投資育成株式会社は、次の事業を営むものとする。

(1) 資本金五千万円以下の株式会社で、その業種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが、産業構造の高度化または産業の国際競争力強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるのを、主たる事業とするものの発行する新株の引受け及び保有。

(2) 成株式会社が株式を保有している株式会社の発行する新株の引受け及び保有。

(3) 中小企業投資育成株式会社が株式を保有している株式会社の依頼による監査、技術の指導事業等。

なお、中小企業投資育成株式会社が新株を引き受ける場合に、その引受けにかかる新株の発行後のその株式会社の資本額が一億円をこえることとなる場合は、その新株を引き受けてはならない。

8 その他、中小企業投資育成株式会社は、この法律の定めに従い通商産業大臣が監督するほか、中小企業金融公庫は、中小企業投資育成株式会社に対し長期間資金を貸し付けることができる。

二
は公布の日から施行する。
る等 所要の規定を講じ、本法
議案の可決理由
本案は、中小企業の自己資本の
充実を促進し、その健全な成長発
展を図るために措置として、有効
適切なものと認め、これを可決す
べきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとお
り附帯決議を附することに決し
た。
三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度産業投資特別会
計に中小企業金融公庫出資金とし
て六億円が計上されている。
右報告する。
昭和三十八年五月二十一日
商工委員長 遠澤 寛
衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
中小企业投資育成株式会社法案
に対する附帯決議
中小企業投資育成株式会社は、將
来必要に応じ、三都市以外の中小企
業の集中する主要地にも配置するよ
う考慮すべきである。
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、石炭鉱業及び亜炭鉱業
による鉱害の復旧を円滑ならしめ
るため、鉱害の賠償について、鉱
業法による供託金制度にかえて鉱
害賠償積立金制度をとり、新たに
鉱害賠償基金を設けるもので、そ
の主な内容は次のとおりである。
1 鉱業権者等は、鉱害賠償の担
保として、毎年度、将来発生予
想鉱害量を基礎として、その鉱
害の賠償に要する費用の額の二
分の一をこえない範囲内で通商

2 反に対しては、施業案の不認可、事業停止命令又は鉄業権等を取り消すことができるものとし、鉄業権者等は、鉄害賠償を実施した場合、鉄害が発生しなかつた場合等には、鉄害賠償積立金を取りもどすことができるものとするほか、鉄害賠償基金は、鉄害賠償積立金に利息を付さなければならない。

3 鉄害賠償基金の資本金は三億円で、政府がその全額を出資するものとし、役員として理事長一人、理事一人以内及び監事一人を置く。

4 鉄害賠償基金は、その業務として、鉄害賠償のための担保の管理、鉄害賠償に必要な資金の貸付け、鉄害復旧事業団の業務の調査等を行なう。

5 本法施行の際、鉄害賠償の担保のため現に供託されている供託金及び供託金の未供託分等は、鉄害賠償基金に移管するものとし、これに対する被害者の権利、鉄業権者等の取りもどし等については従前のとおりとすることとする。

6 本法は、限時法とし、昭和四十七年七月三十一日までに廃止するほか、所要の規定を設け、鉄害賠償基金の設立に関する規定は、公布の日から、その他の規定は公布の日から三月以内に施行する。

三 本方案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算に
鉱害賠償基金への出資金として、
三億円が計上されている。
右報告する。

右報告する。

昭和三十八年五月二十一日

石炭対策特 別委員長 上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改

正する法律案に対する附帯決

議

石炭鉱業合理化の進展に伴う終閉

山炭鉱の統出並びに鉱害問題特に無

資力鉱害の激増等の事態により、地

域住民の不安が増大している実情に

かんがみ、政府は、この際民生安定

の見地から、鉱害処理の抜本的対策

を確立するよう早急に結論を出すと

ともに、次の諸点について検討を加

え、必要な措置を講すべきである。

第一会社はその鉱害を確認し、そ

の復旧計画を樹立するよう指導す

ること。

二、終閉山後のかんがい排水施設の

維持管理については、臨時石炭鉱

害復旧法の規定による維持管理の

方法に準じて適切な措置を講ずる

こと。

三、終閉山後の上水道等を地元市町

村に引き継ぐにあたつては、市町

の過重負担とならないよう適切

な措置を講ずること。

〔内閣提出に関する報告書〕

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

（内閣提出に関する報告書）

合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進をはかり、もつて労働災害を防止することを目的とするものである。その要旨は次のとおりである。

1 労働災害防止計画

1 労働大臣は、五年ごとに、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた基本計画を作成しなければならないこと。

2 労働大臣は、毎年、基本計画の実施をかるため、労働災害の減少目標、防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類、主要な防止対策等を定めた実施計画を作成しなければならないこと。

3 政府は、労働災害防止団体に對して、労働者災害補償保険特別会計から、その予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助すること。

4 労働災害防止に關する特別規制

本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

5 事業主等の自主的な労働災害の防止目的とする団体の種類は、中央労働災害防止協会及び業種別労働災害防止協会とし、これを法人とすること。

6 中央労働災害防止協会は、全国的団体等を構成員とし、全國を通じ一個とすること。

7 中央労働災害防止協会の業務は、(1)事業主、事業主の団体等の行なう労働災害防止活動の促進、(2)労働災害防止活動の促進、(3)労働災害防止のための施設の設置及び運営、(4)情報の収集、調査及び広報等を行なう。(5)労働災害防止に関する技術的な事項について、指導及び援助を行なわせるため、一定の資格を有する「安全管理士」及び「衛生管理士」

は、労働災害の発生率の高い特殊な業態にある指定された業種に屬する事業主及び団体をもつて構成員とし、(6)特に当該指定業種の労働災害防止に關し「労働災害防止規程」を設定し、防止措置の改善向上を行なう。(7)一定の資格を有する「安全管理士」及び「衛生管理士」を置き、事業主に対し、技術的な事項について指導及び援助を行なわせること。

8 事業主等の業種別労働災害防止協会は、非現業の国家公務員、地方公務員及び船員には適用しないこと。労働災害防止団体に関する規定は、國、地方公共団体及び公共企業体が行なう事業については適用しないこと。

9 鉱山の保安に關しては、所要の特例を例けること。

10 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

11 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

12 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

13 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

14 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

15 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

16 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

17 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

18 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

19 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

20 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

21 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

22 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

23 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

24 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

25 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

26 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

27 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

28 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

29 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

30 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

31 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

32 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

33 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

34 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

35 本法で定める事項に關し、所要の罰則を設けること。

害者ことに、それぞれの指定地域内の被害者総数の三分の二以上及び賠償義務者の同意を得て、鉱害復旧事業団に対し、その地域を復旧工事に着手すべし地区として選定するよう申し出ることができるとし、鉱害復旧事業団は、その申出を考慮して地区の選定を行なわなければならぬ。

4 解散等の理由により、賠償義務者が不存在となつてゐる鉱害についても、賠償義務者が無資力又は所在不明である場合と同様にその復旧をすることができる。

5 農地の復旧に際し、賠償義務者が納入金の算定の基礎となる基準貸借価格及び倍数について、基準貸借価格が不相当な場合に所要の修正ができると認められを可決すべきものと認決した次第である。

6 その他、鉱害復旧事業団に対する補助の拡大、鉱害調査員の設置等、所要の改正を行ない、公報の日から一月以内に施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の現状にかんがみ、鉱害の復旧を促進するための措置として、適切妥当なものと認め、これ可決すべきものと認決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に、石炭鉱害復旧費として、一億六千九百八十二万六千円が計上されている。